

鳥取市助産施設徴収金規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年7月3日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市規則第49号

鳥取市助産施設徴収金規則の一部を改正する規則

鳥取市助産施設徴収金規則（平成13年鳥取市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア中「、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項」を「及び附則第5条の4第5項」に改める。

第3条第2項中「100未満」を「100円未満」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。